

山梨県公報

第千四百六十六号

平成十六年

四月五日

月 曜 日

目 次

結核予防法に基づく医療機関の指定	二六一
土地収用事業の認定	二六一
道路の供用開始	二六一
変更後の県営土地改良事業計画書の写しの縦覧	二六一
公 告	
大規模小売店舗の新設に関する届出(三件)	二六二
大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見	二六三
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する変更の届出	二六四
国土調査の成果の認証	二六四
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)	二六四

告 示

山梨県告示第九十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年四月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
青沼整形外科	南アルプス市小笠原千六百十一番地一

山梨県告示第九十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)以下「法」という。(第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。)

山梨県公報 第千四百六十六号 平成十六年四月五日

平成十六年四月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 起業者の名称

中富町

二 事業の種類

中富町庁舎駐車場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 南巨摩郡中富町大字切石字東割及び字南割地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号要件

中富町庁舎駐車場整備事業(以下「本事業」という。)は、法第三十一条に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、工事費等については既に財政措置を講じ、用地補償費については平成十六年度に財政措置を講ずることとしており、本事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第一号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(一) 下部町、中富町及び身延町は平成十六年九月十三日に合併することとし、新町名を身延町、庁舎については、現中富町役場庁舎を新身延町の本庁舎とすることとしている。本事業は、合併に伴い本庁舎となることにより不足する現中富町役場の庁舎駐車場(来庁者、公用車及び職員用)を拡張するために行うものであり、本事業施行により来庁者の利便性の向上及び効率的な行政運営が図られると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられること。

(二) 本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、失われる公共の利益は軽微なものであると考えられること。

(三) 起業地は、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された現中富町役場庁舎近隣の三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであること。

(四) 本事業に係る起業地の範囲は、予想駐車台数等から積算した施設規模等としており、必要な範囲であると認められること。

(五) (一)から(四)までの理由により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与

するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

本事業は、三町合併に向け、新身延町の本庁舎となる現中富町役場の庁舎駐車場を増設するものであり、現在の駐車場の状況を踏まえると、早急に施行する必要性が高い事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

中富町合併対策課

山梨県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年四月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年四月五日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	葎崎櫛形豊富線	南アルプス市大字藤田字橋詰一 二九六番地先から 南アルプス市大字藤田字双柳一 三七三番地先まで	一〇六・五	平成十六年 四月五日

山梨県告示第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（担い手育成畑地帯総合整備事業勝沼地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十六年四月五日

山梨県知事 山本 栄彦

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十六年四月六日から同年五月七日まで

三 縦覧場所

勝沼町役場

四 異議申立期間

平成十六年五月八日から同年五月二十二日まで

公 告

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年八月五日まで縦覧に供する。

平成十六年四月五日

山梨県知事 山本 栄彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一	住 所	甲府市丸の内二丁目十六番四号
--------	--------------------	-----	----------------

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 オギノ石和広瀬店 Aゾーン

(二) 所在地 東八代郡石和町広瀬字前田二百二十六番

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一	住 所	甲府市丸の内二丁目十六番四号
--------	--------------------	-----	----------------

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成十六年十一月十日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千八百六十二・四六平方メートル
- 三 届出年月日
平成十六年三月九日

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年八月五日まで縦覧に供する。
平成十六年四月五日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称	住 所
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一	甲府市丸の内一丁目十六番四号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 オギノ石和広瀬店 Bゾーン
(二)所在地 東八代郡石和町広瀬字前田二百二十八番
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一	甲府市丸の内一丁目十六番四号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成十六年十一月十日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千百三十七・六平方メートル
- 三 届出年月日

平成十六年三月九日

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年八月五日まで縦覧に供する。
平成十六年四月五日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称	住 所
株式会社ノジマ 代表取締役 野島廣司	神奈川県相模原市横山一丁目一番一号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ノジマ都留店
(二)所在地 都留市田野倉字政所四百六十六番
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社ノジマ 代表取締役 野島廣司	神奈川県相模原市横山一丁目一番一号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成十六年十一月十一日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千百五十九・七平方メートル
- 三 届出年月日
平成十六年三月十日

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により上野原町から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その

意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年五月五日まで縦覧に供する。

平成十六年四月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 1 名称 佐々木ビル
 - 2 所在地 北都留郡上野原町上野原六百九十七番
- 二 届出の内容及び公告日
 - 1 内容 変更
 - 2 公告日 平成十五年十一月二十日
- 三 意見の概要
 - 1 駐車場における騒音対策について
 - 2 駐車場出入口における交通整理について
 - 3 廃棄物の運搬の時間帯について

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年八月五日まで縦覧に供する。
 平成十六年四月五日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称	住所
株式会社いちやまマート 代表取締役 三科雅嗣	中巨摩郡玉穂町若宮五十番地一

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 いちやまマート塩山店
 - (二) 所在地 塩山市下於曾字栗原田千六百二十番
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	四（位置については届出の建物配置図のとおり）	三（位置については届出の建物配置図のとおり）

3 変更する年月日

平成十六年四月二十一日

届出年月日

平成十六年三月十八日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
 平成十六年四月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 調査を行った者の名称

芦川村、上九一色村、三珠町及び秋山村

二 調査を行った時期

芦川村 平成十四年九月十九日から平成十五年三月二十日まで

上九一色村 平成七年十二月一日から平成八年三月二十九日まで

三珠町 平成六年十一月一日から平成七年三月二十五日まで

秋山村 平成十三年十月十五日から平成十四年三月二十九日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

芦川村大字上芦川の一部地区

上九一色村大字富士ヶ嶺の一部地区

三珠町大字上野の一部地区

秋山村大字寺下の一部地区

五 認証年月日

平成十六年三月二十六日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十六年四月五日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡敷島町大下条字深田三七六の一、三七六の三、三七六の四、三七六の五、三七六の六、三七六の七、三七六の八、三七六の九、三七六の一〇、三七六の一、三七六の一二及び三七六の二三

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路 ごみ置場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び敷島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市下石田二丁目十五番七号 株式会社テイジン 代表取締役 保坂貞仁

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十六年四月五日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡敷島町中下条字三島ノ木一〇三の一、一〇三の三、一〇三の四、一〇三の五、一〇三の六、一〇三の七及び一〇三の八

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び敷島

町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市飯田四丁目一番二十一号 株式会社ディー・プラン 代表取締役 高城正男

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番